

126

厚生省設置法^等の一部を改正する法律案要綱

- 一 厚生省の附属機関である未帰還調査部を厚生省の内部部局に改組すること。
- 二 引揚援護局の次長二人を一人とし、保険局に次長一人を置くこと。
- 三 附属機関である国立予防衛生研究所及び国立衛生試験所の所掌事務を整理すること。

厚生省設置法等の一部を改正する法律案

(厚生省設置法の一部改正)

第一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「環境衛生部を置く。」を「環境衛生部を、引揚援護局に未帰還調査部を置く。」に改める。

第七条第一項を次のように改める。
医務局、保険局及び引揚援護局に、それぞれ次長一人を置く。

第十四条の二に次の一項を加える。
2 未帰還調査部は、前項第七号に掲げる事務をつかさどる。

第十五条中「社会保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。
未帰還調査部

第十九条第一項第二号中「抗菌性物質」の下に「及びその製剤」を加え、「殺虫剤及び」を「殺虫剤並びに」に改め、「試験的製造」の下に「並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必

要な標準品の製造」を加え、同項第三号中「稀で、」を「まれであるか、又は」に、「ワクチン及び血清」を「生物学的製剤」に改める。

第二十四条第一項第二号及び第三号中「及び抗菌性物質」を「並びに抗菌性物質及びその製剤」に改め、同項第六号中「試験的製造」の下に「並びに医薬品等の試験及び検査に必要な標準品の製造」を、同条第四項中「支所」の下に「及び薬用植物栽培試験場」を加える。

第二十八条を削り、第二十七条の二を第二十八条とする。
(国家行政組織法の一部改正)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「公衆衛生局」を「公衆衛生局
環境衛生部」に改める。
「引揚援護局」
「未帰還調査部」

原

附 則
この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

裏面白紙

理由

未帰還者の調査究明の事務の能率的運営を図るため厚生省の附属機関である未帰還調査部を厚生省の内部部局に改組するとともに、厚生省の次長制を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裏面白紙

◎厚生省設置法（抄）

第二章 本省

第一節 内部部局

（内部部局）

第六条 本省に、大臣官房及び左の七局を置く。

公衆衛生局

医務局

薬務局

社会局

児童局

保険局

引揚援護局

大臣官房に統計調査部及び国立公園部を、公衆衛生局に環境衛

生を置く。

（特別な職）

第七条 医務局に次長一人、引揚援護局に次長二人を置く。

次長は、局長を助け、局務を整理する。

（引揚援護局の事務）

第十四条の二 引揚援護局においては、左の事務をつかさどる。

一 内地以外の地域から内地に引き揚げた者に対する応急援護を行ふこと。

二 内地から内地以外の地域に引き揚げる者に対する応急援護を行ふこと。

三 引揚者の引揚先における更正補導を行ふこと。

四 戦傷病者戦没者遺族等援護法を施行すること。但し、社会局の主管に属するものを除く。

五 未帰還者留守家族等援護法を施行すること。

六 旧軍人軍属の復員手続に關すること。

七 未帰還者等の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍關係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に關すること。

八 前二号に掲げるものの外、旧陸海軍の残務の整理に関するこ
と。

第二節 附属機関

(附属機関)

第十五条 第二十九条に規定するものの外、本省に左の附属機関を
置く。

- 人口問題研究所
- 国立公衆衛生院
- 国立精神衛生研究所
- 国立栄養研究所
- 国立予防衛生研究所
- 検疫所
- 国立病院
- 国立療養所
- 病院管理研修所

- 国立らい病研究所
- 国立衛生試験所
- 国立光明寮
- 国立身体障害者更生指導所
- 国立保養所
- 国立教護院
- 社会保険審査会
- 未帰還調査部

(国立予防衛生研究所)

第十九条 国立予防衛生研究所は、伝染病その他の特定疾病及び食
品衛生に関し、左に掲げる事務をつかさどる機関とする。

- 一 病原及び病因の検索並びに予防治療方法の研究及び講習を行
うこと。
- 二 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤、抗菌性物質、消
毒剤、殺虫剤及び殺そ剤の生物学的検査、検定及び試験的製造

を行うこと。

三 ベストワクチンその他使用されることが稀で、その製造が技術上困難なワクチン及び血清の製造を行うこと。

四 食品衛生に關し、細菌学的及び生物学的試験検査を行うこと。

五 その他予防衛生に關し、科学的調査研究を行うこと。

六 予防衛生に關する試験研究の総合調整を行うこと。

2 国立予防衛生研究所は、東京都に置く。

3 国立予防衛生研究所の内部組織は、厚生省令で定める。

4 厚生大臣は、国立予防衛生研究所の事務を分掌させるため、所要の地に国立予防衛生研究所の支所を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

(国立衛生試験所)

第二十四条 国立衛生試験所は、左に掲げる事務をつかさどる機関とする。ただし、第十八条第一項第二号及び第三号に掲げる事務を除く。

一 国家検定を要する医薬品等の試験及び検査を行うこと。

二 輸出品取締法に基き輸出する医薬品(生物学的製剤及び抗菌性物質を除く。)、用具、化粧品及び食品等の試験及び検査を行うこと。

三 国内消費用医薬品(生物学的製剤及び抗菌性物質を除く。)、用具、化粧品及び食品等の試験及び検査を行うこと。

四 消毒剤、殺虫剤及び殺そ剤の試験及び検査(生物学的検査を除く。一)を行うこと。

五 薬用植物の栽培、指導及び研究を行うこと。

六 医薬品等の試験的製造を行うこと。

七 その他衛生上必要な事項の試験、調査及び研究を行うこと。

2 国立衛生試験所は、東京都に置く。

3 国立衛生試験所の内部組織は、厚生省令で定める。

4 厚生大臣は、国立衛生試験所の事務を分掌させるため、所要の地に国立衛生試験所の支所を設けることができる。その名称、位

置及び内部組織は、厚生省令で定める。

(社会保険審査会)

第二十七条の二 社会保険審査会に關しては、社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の定めるところによる。

(未帰還調査部)

第二十八条 未帰還調査部は、未帰還者等の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に關する事務をつかさどる機関とする。

2 未帰還調査部は、千葉県に置く。

3 未帰還調査部の内部組織は、厚生省令で定める。

◎ 国家行政組織法（抄）
 第二十四条 当分の間、第七条第一項の規定にかかわらず、別に法律の定めるところにより、別表第二上欄に掲げる府又は局に限り、同表下欄に掲げる部を置くことができる。
 第二十条の規定は、前項の規定により部又は局を置く場合に、準用する。

別表第二

府又は省の官房又は局		部	
厚生省	大臣官房	統計調査部	国立公園部
公衆衛生局		環境衛生部	